

特記仕様書

本工事は、令和7年度積算基準に基づくものであるが、令和8年2月に復興歩掛の導入が公表されたことを踏まえ、次のとおり措置を講じる。

- (1) 本工事の発注者又は受注者は、令和8年4月1日以降、工事請負契約書第54条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができるものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

P新：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額

k：落札率

- (2) 当該変更を行う場合、落札率は、当初契約時の請負代金額によるものとする。

- (3) 上記(1)および(2)の措置については、復興歩掛の対象工事にのみ行うものとする。